

北栄町下水道使用料審議会

資 料 【第2回審議会】

<u>1P</u>	<u>令和2年度決算状況</u>
<u>2P</u>	<u>使用料算定数値表(損益収支方式)</u>
<u>3P</u>	<u>令和2年度下水道管理運営費用の内訳</u>
<u>4P</u>	<u>使用料算定数値表(資金収支方式)</u>

令和2年度 決算状況

○収益的収支(3条)

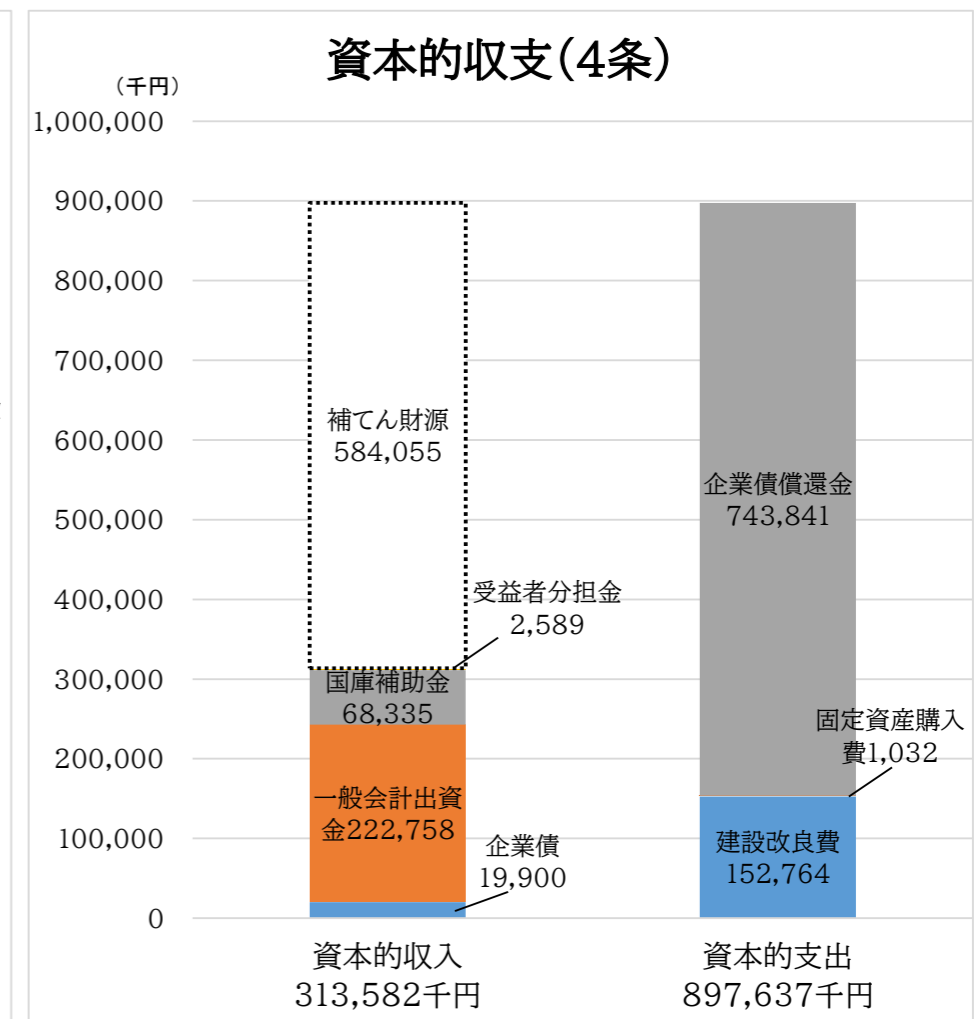
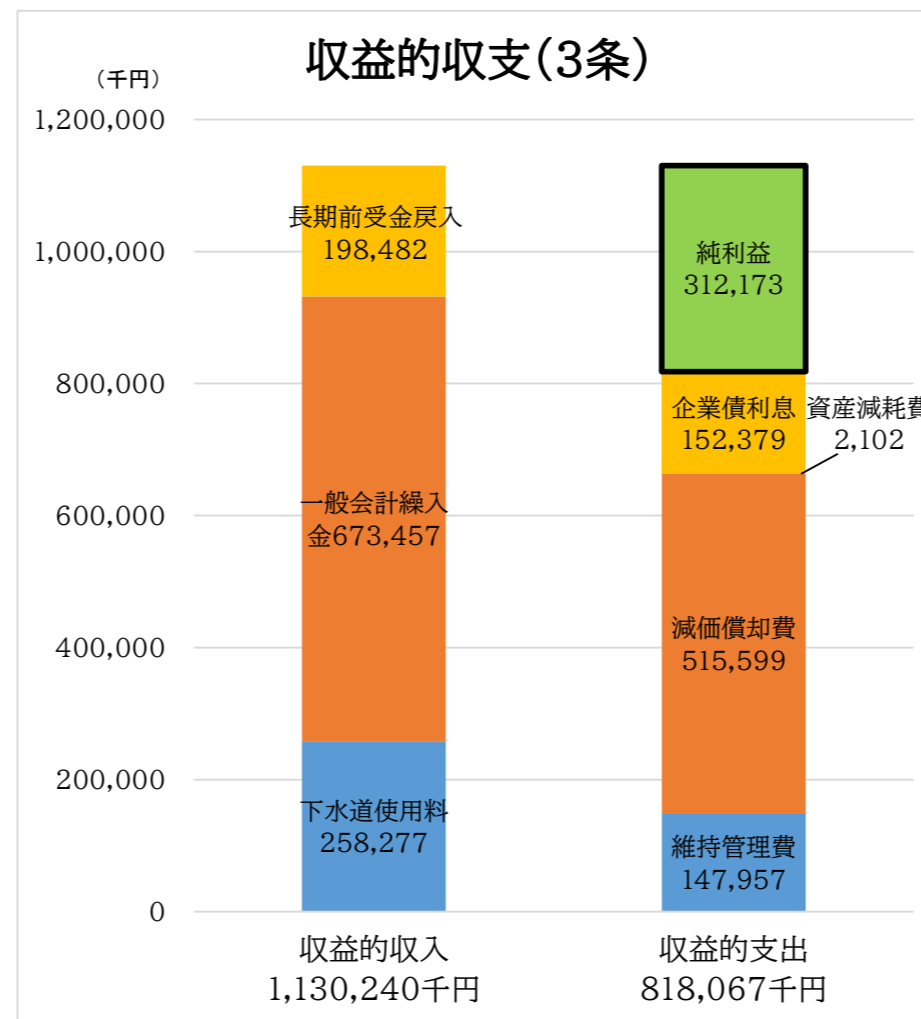
(千円)※消費税抜き

営業収益	931,448
使用料収入	258,277
一般会計繰入金	673,157
その他	14
営業外収益	198,791
預金利息	3
一般会計繰入金(児童手当分)	300
長期前受金戻入	198,482
その他	6
収益的収入合計(A)	1,130,240
営業費用	665,662
管渠費	21,700
ポンプ場費	3,956
処理場費	73,394
総係費	28,870
職員給与費	25,041
その他	3,828
流域下水道管理運営費負担金	20,037
減価償却費	515,599
資産減耗費	2,102
営業外費用	152,404
企業債支払利息	152,379
その他	25
収益的支出合計(B)	818,067
収益的収支差引(A)-(B)【純利益】	312,173

○資本的収支(4条)

(千円)※消費税抜き

企業債	19,900
一般会計繰入金	222,758
他会計出資金	222,758
国庫補助金	68,335
受益者分担金	2,589
資本的収入合計(C)	313,582
建設改良費	152,764
管路建設改良費	19,353
処理場建設改良費	124,349
職員給与費	13,354
その他	110,995
流域下水道建設負担金	6,811
上下水道施設管理システム利用分担金	2,250
固定資産購入費	1,032
有形固定資産購入費	1,032
企業債元金償還金	743,841
資本的支出合計(D)	897,637
資本的収支差引(C)-(D)	△584,055



【説明】

収益的収入では、下水道使用料が22.9%、一般会計からの繰入金が59.6%を占めています。

収益的支出では、減価償却費が全体の63.0%を占め、企業債の支払利息が18.6%、維持管理費が18.0%を占めています。

その結果、損益収支における当年度純利益は312,173千円となりました。

資本的収入では、一般会計からの繰入金が全体の71.0%を占め、国庫補助金が21.8%、企業債の借入金が6.3%となっています。

資本的支出では、企業債の元金償還金が全体の82.9%を占め、建設改良費が17.0%となりました。

令和2年度においては、建設改良事業のための企業債借入のうち37,100千円については、事業完了が年度末となったため、翌年度の借入となっています。これにより、資本的収支において財源が不足する額598,101千円のうち、翌年度借入となった企業債分を除く561,001千円については、当年度分損益勘定留保資金319,220千円、減債積立金187,598千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,598千円、及び当年度利益剰余金処分額46,585千円で補てんしました。

3条の営業活動における利益(収益的収支における純利益)については、毎年度全額を減債積立金として処分し、その全てを4条建設改良事業(資本的収支)における企業債元金償還金の財源として使い切っている状況です。

企業債の償還金が支出の多くを占める状況はしばらく続く見込みです。

使用料算定数値表(損益収支方式)

(千円)

項目		算式	令和2年度実績
有収水量 (千m ³)		(A)	1,275
	維持管理費	(B)	147,985
	資本費 *下表にて算出	(C)	171,520
使用料対象経費合計		B+C	319,505 …(D)
汚水処理原価 ((維持管理費+資本費)÷有収水量) (円/m ³)		D÷A	251
現 行 料 金 体 系	使用料収入	(E)	258,278
	繰出基準外の公費負担額	D-E	61,227
	経費回収率 (使用料収入÷使用料対象経費) (%)	E÷D	80.8
	使用料単価 (使用料収入÷有収水量) (円/m ³)	E÷A	203 …(F)
全て使用料で負担した場合		算式	想定値
(仮 算 改 定)	使用料収入	(E')	319,505
	繰出基準外の公費負担額	D-E'	0
	経費回収率 (使用料収入÷使用料対象経費) (%)	E'÷D	100
	使用料単価 (使用料収入÷有収水量) (円/m ³)	E'÷A	251 …(G)
使用料改定率 (%)		G÷F	123.7 ⇒約24%改定

*資本費内訳(下水道施設建設費から公費で負担すべきものを除いた額)

資 本 費	減価償却費	515,600
	(△長期前受金戻入相当額)	-198,482
	企業債等支払利息	152,379
	企業債取扱諸費	0
	資産減耗費	2,102
資本費合計(a)		471,599
公 費 負 担 分	雨水処理に係る経費	3,366
	災害復旧費	7,304
	臨時財政特例債分	26,584
	普及特別対策分(×0.55)	121,894
	緊急下水道整備分	16,960
	企業職員に係る児童手当	300
	分流式下水道に要する経費	122,719
	補正予算債	952
公費負担分合計(b)		300,079
使用料対象資本費(a)-(b)		171,520

下水道使用料の使途及び算定基礎項目

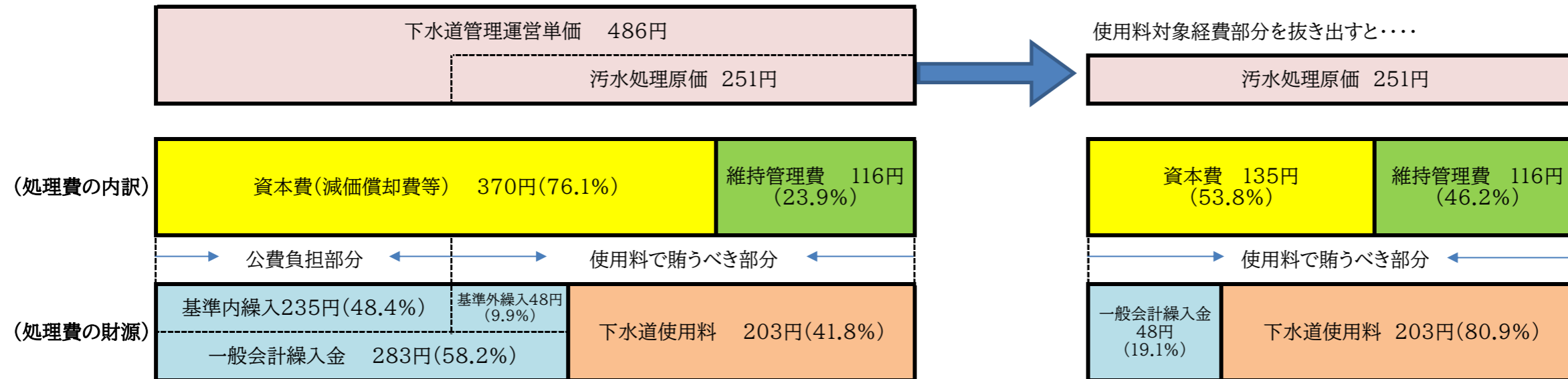
下水道事業の管理運営に係る経費は、大きく「維持管理費」と「資本費」に区分されます。維持管理費とは、下水道管(管きょ)やポンプ場、処理場など下水道施設に係る修繕費、動力費、光熱費、清掃費、薬品費や人件費などです。資本費とは、下水道施設建設費用(国庫補助金や受益者分担金を除く)で、公費で負担すべき経費を除き使用料の対象とすることが妥当であるとされています。『下水道財政研究委員会』提言)公費で負担すべき経費とは、雨水処理に係る経費、借入金のうち地方交付税で補てんされる部分(臨時財政特例債など)、国や地方自治体の責務とされている部分(高資本対策・分流式下水道に要する経費)のことで、下水道により直接利益を受ける方からの負担とすべきでないものを言います。

【左の表の説明】

- 有収水量 (A) 実際に使用料を算定するもとなった水量で、各家庭での上水道量水器(メーター)で確認された使用量(井戸水を含む)の町全体での1年間の総合計。
- 維持管理費 (B) 下水道施設の維持管理にあてられる費用で、北栄町では2つの最終処理場や延180km以上の管渠の保守に係る費用と使用料の賦課・徴収など事務的な経費、人件費などの経費です。北栄町の維持管理費は全て汚水に係るものです。
- 資本費 (C) 左下の表参照。下水道施設の整備に必要な費用で、減価償却費等(減価償却費、企業債支払利息、企業債取扱諸費、資産減耗費、固定資産売却損等)と資産維持費から構成されます。(国庫補助金、受益者分担金等に係る長期前受金戻入相当額を減価償却費から控除することとなっています。)
- 汚水処理原価 (D÷A) 1m³の汚水を処理するためにかかる維持管理費と資本費の合計額。使用料で負担すべき上限額。
- 経費回収率 汚水処理にかかる経費(維持管理費+資本費)を使用料収入で回収する割合
- 使用料単価 1m³あたりの使用料収入額。処理原価との差額が不足している単価になります。
- 減価償却費 取得した固定資産を、その耐用年数期間にわたって各年度毎の費用として配分した費用。
- 長期前受金戻入 償却資産の取得等に伴い交付された補助金や受益者負担金等を長期前受金として負債に計上した上で、減価償却見合分を毎年度収益化させる額のこと。
- 資産減耗費 ここでは、固定資産除却費を差します。
- 公費負担分 基本的考え方として、雨水に係るものは公費、汚水に係るものは私費で負担します。ただし、汚水に係るもののうち、毎年度通知される「地方公営企業繰出金について」において公費で負担すべき経費とされる一定のものについては使用料算定経費から控除します。

令和2年度の下水道管理運営費用の内訳

有収水量:1,275,088m³



【図の説明】

この図は下水道事業に係る管理運営費(維持管理費や減価償却費等)とその財源となる使用料収入や一般会計繰入金を有収水量1m³あたりで表したものです。下水道管理運営費のうち、公費負担とされる部分を控除したものが汚水処理にかかる費用で、使用料収入で賄うべき部分となります。

令和2年度では、汚水1m³を処理するのに、251円の費用がかかりました。その内訳は、維持管理費が116円で46.2%、資本費が135円で53.8%となりました。

一方、収入である下水道使用料は汚水1m³あたり203円で、汚水処理費251円との差額(つまり不足分)は48円となり、維持管理費については使用料で賄うことができているものの、資本費については使用料で賄うことはできず、不足分を一般会計からの基準外の繰入金で賄っています。

経費回収率を100%にするためには、現行の使用料単価203円を251円まで引き上げる必要があります。

例えば、現在1か月あたり30m³を使用する一般的な世帯の下水道使用料では、1か月あたり1,440円増えることになります。

使用料算定数値表(資金収支方式)

(千円)

項目		算式	令和2年度実績
有収水量 (千m ³)		(A)	1,275
現行料金体系	維持管理費	(B)	147,985
	資本費 *下表にて算出	(C)	596,142
	使用料対象経費合計	B+C	744,127 …(D)
汚水処理原価 ((維持管理費+資本費)÷有収水量) (円/m ³)		D÷A	584
現行料金体系	使用料収入	(E)	258,278
	繰出基準外の公費負担額	D-E	485,849
	経費回収率 (使用料収入÷使用料対象経費) (%)	E÷D	34.7
	使用料単価 (使用料収入÷有収水量) (円/m ³)	E÷A	203 …(F)
全て使用料で負担した場合		算式	想定値
(仮)料金改定	使用料収入	(E')	744,127
	繰出基準外の公費負担額	D-E'	0
	経費回収率 (使用料収入÷使用料対象経費) (%)	E'÷D	100
	使用料単価 (使用料収入÷有収水量) (円/m ³)	E'÷A	584 …(G)
使用料改定率 (%)		G÷F	288.1 ⇒約188%改定

*資本費内訳(下水道施設建設費から公費で負担すべきものを除いた額)

(約2.9倍)

資本費	企業債元金償還金	743,842
	企業債等支払利息	152,379
	企業債取扱諸費	0
資本費合計(a)		896,221
公費負担分	雨水処理に係る経費	3,366
	災害復旧費	7,304
	臨時財政特例債分	26,584
	普及特別対策分(×0.55)	121,894
	緊急下水道整備分	16,960
	企業職員に係る児童手当	300
	分流式下水道に要する経費	122,719
	補正予算債	952
公費負担分合計(b)		300,079
使用料対象資本費(a)-(b)		596,142

損益収支方式と資金収支方式について

本町の下水道事業は、令和元年度から公営企業法を一部適用し、企業会計に移行しました。現行使用料を含むこれまでの使用料算定は、法非適事業として「資金収支方式」のもと算定していましたが、今回から「損益収支方式」による使用料算定を行うこととなります。その結果、使用料対象経費の算定基礎となる資本費の算出において、損益収支方式における減価償却費と資金収支方式における企業債元金償還額との間に差が生じます。算定期間において、減価償却費よりも実際の起債償還額の方が大きく、損益収支方式のみで算出した場合、実際の現金取引において資金不足に陥ります。この資金不足回避の観点から、資金収支方式による確認を行います。

【左の表の説明】

- 有収水量 (A) 実際に使用料を算定するもとなった水量で、各家庭での上水道量水器(メーター)で確認された使用量(井戸水を含む)の町全体での1年間の総合計。
- 維持管理費 (B) 下水道施設の維持管理にあてられる費用で、北栄町では2つの最終処理場や延180km以上の管渠の保守に係る費用と使用料の賦課・徴収など事務的な経費、人件費などの経費です。北栄町の維持管理費は全て汚水に係るものです。
- 資本費 (C) 左下の表参照。下水道施設の整備に必要な費用で、地方公営企業を適用していない下水道事業においては地方債元利償還金と地方債取扱諸費の総計。ただし、資本費平準化債を発行する場合は、発行年度において地方債元利償還金の額から当該発行額を控除し、後年度において資本費平準化債にかかる元利償還金の額を含めて見積もります。
- 汚水処理原価 (D÷A) 1m³の汚水を処理するためにかかる維持管理費と資本費の合計額。使用料でまかなうべき上限額。
- 経費回収率 汚水処理にかかる経費(維持管理費+資本費)を使用料収入で賄う割合
- 使用料単価 1m³あたりの使用料収入額。処理原価との差額が不足している単価になります。
- 公費負担分 基本的考え方として、雨水に係るものは公費、汚水に係るものは私費で負担します。ただし、汚水に係るもののうち、毎年度通知される「地方公営企業繰出金について」において公費で負担すべき経費とされる一定のものについては使用料算定経費から控除します。

(令和2年度実績)

	実繰入額 (千円)	896,215
一般会計繰入額	基準内繰入額 (千円)	300,079
	基準外繰入額(資金不足額) (千円)	596,136